

樺太庁の教員養成策

— 1939年の樺太庁師範学校創設に至るまで —

池田裕子

●要約

本論文は、1920年の樺太庁豊原高等女学校補習科の設置にはじまり、1939年の樺太庁師範学校創設に至るまでの樺太庁の教員養成策を検討し、その特質を明らかにするものである。

樺太庁は、公立小学校制度の制定と時を同じくして、女子教員の養成に着手した。他方で住民の定住を前提とした教育目標を定めた。これを契機に樺太の教育関係者は、教員の数と樺太で養成する教員の「資質」の向上、そして樺太の教育内容に地域的要素を加えるための教育機関として、師範学校の創設を求めた。しかしながら、この師範学校設置案は、時の日本政府の緊縮財政策の影響を受ける形で挫折し、その後も浮上する都度、退けられた。樺太庁は、小学校教員を日本内地からの採用と、中学校に附設した教員講習所、あるいは高等女学校の補習科で養成する方針をこれ以後1939年まで変えなかった。そこには、常に産業開発を優先させる日本政府及び樺太庁の方針と、それに乗じた住民の当地への定住をめぐる問題が影響していたのである。

●キーワード

樺太

樺太庁

植民地教育史

教員養成

師範学校

はじめに

1905年のポーツマス講和条約により、日本はロシアからサハリン島南半分（以下、樺太）の割譲を受けた。これより1945年の敗戦に至るまでの40年間、樺太は日本の領土であった。当地の経営は、住民の9割以上を占めた日本人による産業開発を重視して行われた。

このような背景の下で進展した樺太の教育を通史的に描いた戦後の成果は、北海道教育研究所編纂の『北海道教育史』である。同書では、樺太を「本道拓殖の延長の土地」⁽¹⁾として把握するとともに、「開拓に即応した樺太教育の一貫性を見出」し、その「独自性と单一性」⁽²⁾を明らかにするという課題意識を示した。

しかしながら、同書の記述は概説的であり、樺太教育の「独自性と单一性」を明らかにするには至っていない。樺太教育の特質を明らかにするには、樺太の社会背景と教育との関係に注目し、学校を教育の場としてだけではなく、その社会的機能をも重視した観点から見ていくことが不可欠である。

このような問題関心から、本稿では、樺太における教員養成策の検討を行う。

樺太庁は、1918年4月に樺太庁中学校附設小学校教員講習所を開校した。同講習所の入学資格を見ると、尋常小学校准教員免許状を有する男子、又はこれと同等の学力を有する年齢17歳以上の徴兵適齢者を除く男子（要試験）とある。つまり、この講習所は、准教員免許状を有する者を入学させて、尋常小学校本科正教員の免許状を取得させることを主目的とする現職教育の機関であり、小学校教員の「質」の問題への応急的な対応であった⁽³⁾。

新卒者を対象とした小学校教員の養成機関は、1920年4月、樺太庁豊原高等女学校に附設した補習科師範部（以下、補習科）が最初である。この年は、樺太庁が公立小学校制度の制定により初等教育施設の整備を一段落させた画期であった。これ以降、教育政策の課題は、中等段階の教育施設の整備にも拡大することになった。この頃樺太庁が計画した師範学校の創設はその一環であった。しかしながら、この計画は中止となり、樺太庁は代替施設として、樺太庁中学校附設小学校教員講習所（以下、講習所）を内地師範学校第二部に準拠した養成機関へと改めた（1922年）。その翌年には再度師範学校の設置計画が持ち上がったものの、再び頓挫した。結局、樺太庁が師範学校を創設したのは、1939年のことであった。

『北海道教育史』⁽⁴⁾では、補習科・講習所・師範学校について、それぞれ記述がなされている。補習科については、「師範学校の出現まで本島唯一の女子教員養成機関として、重大な使命を負わされていた」と述べ、講習所の設置については、「小規模ではあるが樺太唯一の男子教員養成機関として発足し、設置の目的を果しつつ大正後期に入り、早くも師範学校第二部に相当する本科を置き（略）、昭和後期樺太庁師範学校設置までの二〇余年間、本島男子教員の約半数を養成する業績を挙げその使命を成し遂げた」と評価した。師範学校の創設については、「一は拓殖上の進展に対処し小学校教員の需給を円滑にし、一は文化の発達に伴なう教員資質の向上から、つとに当局並びに識者の間に考究されていた」と説明している。

このように、同書では、樺太庁の設置した教員養成施設と制度の推移を述べ、その重要性について言及しているが、その設置に至る経緯や実態の検討はなされていない。そのため、樺太庁の教員養成策がどのような背景の下で行われていたのかということは自明ではなく、その問題点も明確ではない。つまり、樺太の教員養成については、それぞれの事象について、資料に基づきながら基本的な事實を

確定し、再検討を行うことが課題であるといえよう。

そこで本稿では、権太庁が新卒者を対象とした補習科を設置した1920年から、講習所の改組を経て師範学校の創設に至った1939年までを主要な検討時期とする。ここで扱う補習科と講習所は、権太における小学校教員の調達のみならず、中等教育機関の卒業者の進学・就職先を創出するという複数の役割を兼ねていた。権太教育の重要な側面を担った両教育機関の検討からは、権太庁がどのような観点に基づいて教育政策を進めていたのか、また、住民はその推移にどのような反応を示したのかを読み取ることができる。それは、とりもなおさず権太庁と住民の権太認識を映し出す過程であり、「北海道の延長の土地」という評価のみでは描ききれない権太への接近でもある。

第1章と第2章では、補習科及び講習所の設置と制度の改正、ならびにその経緯の検討に加えて、そこで行われた教員養成の実態を明らかにする。第3章では師範学校設置計画の挫折とその後の議論を追い、第4章では講習所の修業年限延長を経て権太庁師範学校の創設に至る経緯を分析し、師範学校が設立されることの意味について考察する。

1. 権太庁豊原高等女学校補習科における教員養成

権太庁が豊原高等女学校に補習科（師範部及び家政部）を設置したのは、1920年のことである。同補習科は、修業年限を1年とし、定員は師範部・家政部の双方を合わせて50名としていた。入学資格は高等女学校を卒業した者、又は同等以上の学力を有する者とされ、高等女学校を卒業していない者に対しては試験を行い入学の途を開いた。権太の小学校教員は、1919年3月の時点で児童数9,844名に対して278名（男子203名、女子75名）おり、そのうち代用教員は男子34名、女子は44名であった⁽⁵⁾。権太庁は、この時不足していた女子教員の養成に着手したのである。補習科設置にかかる学校の事前調査では、卒業予定者31名のうち、補習科の入学希望者は25名おり、そのうち20名が教員を志望していた⁽⁶⁾。

表1 補習科の学科目及び週時間数（単位：時間）

学科目	修身	教育	国語	歴史 地理	数学	理科	図画	音楽	家事	裁縫	体操	計
師範部	1	5	5	2	3	2	2	3	2	3	2	30
家政部	1	—	5	—	—	2	—	2	4	14	2	30

出典) 1920年3月27日権太庁令第4号「権太庁高等女学校規則 中改正」により作成。

補習科の設置にあたっては、「経費に余裕なく専ら補習科にのみ教鞭を執る教諭の任命も見る能はず」との事情から、「教員志望の生徒に限り他に時間を二三時間なり増し教育上必須の学科を授くる」方針であった⁽⁷⁾。資料によれば、権太庁は同年、教諭1名の増員を申請しており⁽⁸⁾、教育については週5時間を設けている（表1「補習科の学科目及び週時間数」）。

こうした経費の事情は、給費制度を行わないことにも表れていた。この補習科は授業料を要し、卒業後は無試験検定で権太庁より尋常小学校本科正教員の免許状を授与され、採用時の身分は臨時教員であった⁽⁹⁾。

『権太日日新聞』によれば、1921年の時点で同校の補習科は「師範部のみで、家政部の志望者一名も無く現在は同部を欠いて居ると言ふ状態」⁽¹⁰⁾であった。事前調査にあった通り、家政部よりも師

範部に生徒が集中したのである。教頭は、そのことを、当地が「開拓されつゝある未開地の事とて人でが甚だ不足なので師範部を卒業させて彼等をして直に職業婦人たらしめるか若し然らざる場合は一年でも早く卒業させて家事の手伝を為さしめる」ためと説明していた。このことは、授業料を支払う補習科の入学について、師範部を志望する場合に保護者の同意を得られやすかったこと、さらには、社会進出に際して意欲を持った女子生徒の存在を示唆している。

表2 講習所及び補習科師範部の卒業者人数（単位：人）

年度	講習所	補習科	合計
1920年	9(45%)	11(55%)	20(100%)
1921年	13(46%)	15(54%)	28(100%)
1922年	56(90%)	6(10%)	62(100%)
1923年	45(69%)	20(31%)	65(100%)
1924年	45(76%)	14(24%)	59(100%)
1925年	45(79%)	12(21%)	57(100%)
1926年	50(74%)	18(26%)	68(100%)
1927年	56(63%)	33(37%)	89(100%)
1928年	54(67%)	26(33%)	80(100%)
1929年	56(64%)	31(36%)	87(100%)

出典) 1920年3月27日権太府令第4号「権太府豊原高等女学校規則 中改正」; 「権太府師範学校官制ヲ定ム」『公文類聚』第六十三篇・昭和十四年・第五十卷、により作成。

それでは、補習科卒業生の進路状況を見ていく。権太における教員の確保は、講習所及び補習科の卒業生を採用する島内採用と、内地から師範学校卒業生を採用する島外採用とが主要な方法であった。この時期の島外採用人数については資料が見あたらないが、島内採用の状況は表2（「講習所及び補習科師範部の卒業者人数」）で確認できる。これによると、1920年の講習所と補習科の卒業生の合計人数は20名、その翌年は28名であったが、そのうち過半数が補習科の卒業生であった。1922年以降は制度改革（後述）後の講習所がまとまった人数の卒業生を送り出すようになり、これが権太における安定的な教員の供給源となった。

補習科は、講習所が卒業生を送り出すまでの教員需要を支え、その後も、島内採用においては講習所に次ぐ小学校教員の主要な供給源であり続けた。しかしながら、こうした実態面における重要性に対して、臨時採用という雇用形態は、権太府の教員採用計画に即して容易に「調整」の対象となり得る不安定な身分であった。この施策は女子生徒の社会進出意欲に支えられてこそ成立していたということである。

補習科における女子教員の養成は、小学校教員の需要を安価に充たす措置として行われた。権太府は、補習科卒業者を当座の教員確保に際しての安上がりな労働力として、あるいは調整弁として使用したのであった⁽¹¹⁾。

2. 権太府中学校附設小学校教員講習所の「盛況」

権太府は、1920年8月、府立小学校4校と私立小学校128校の統合を見据えた公立小学校制度を制

定し、9月には教員に向けて「普通教育方針五大綱領」（権太庁訓令第36号）を発した。そこでは、権太の教員の使命を「教育ニ関スル勅語ノ趣旨ニ遵拵シ帝国一般ノ教育方針ニ則ルヘキハ論ヲ俟タスト雖モ特ニ本島ノ実況ニ鑑ミ其ノ将来ニ慮リ拓殖ニ適応スル有為ノ人材ヲ育成スルヲ以テ本旨トナス」ことと規定し、愛国的住民・自治的住民・協同的住民・奮闘的住民・実用的住民の育成を教育目標として掲げた。「拓殖ニ適応スル有為ノ人材」の育成とは、権太に愛郷心を抱き、植民地開発に協力的な住民を育てることを指していた。権太庁は、公立小学校制度を制定することにより義務教育の条件を整え、権太独自の教育理念を確定し、その実践者として小学校教員を位置づけたのである。

師範学校の創設は、こうした理念を体現するものとして検討された。しかしながら、1921年度予算ではこの計画を見合わせることとなり、「一時応急の方法として」⁽¹²⁾、講習所を内地師範学校第二部にならい「男子ニシテ小学校教員タルベキ者ヲ養成スル」機関に改めた（1922年4月5日権太庁令第27号）。

権太の従来の講習所は、尋常小学校准教員などを対象として学科を講習し、尋常小学校本科正教員の免許状を授与する機関であった。制度改正により、同講習所は従来の課程を別科とし、小学校本科正教員免許状の授与を目的とする課程を新たに本科としたのである。本科の入学資格は、中学校卒業者のほか、修業年限5年の実業学校卒業者、専門学校入学者検定の合格者、現職教員などとし、別科は修業年限3年の高等小学校卒業者を対象とした。これにより、権太の中学校卒業生の進路に新たな選択肢が生まれた。

1922年に同講習所が発表した「募集要項」によれば、本科の入学者及び卒業者の扱いは、(1)支度料50円及び入学旅費の支給、(2)食費（在学中は日額65銭だが実費は50銭のため残りは「小遣い銭」になった）、被服費及び教科書費（年額約140円）と修学旅行費（日額3円）の支給、(3)卒業後は内地師範学校と同様、卒業後に1年現役兵⁽¹³⁾となる（満23歳迄に卒業する者に関しては卒業まで入営を延期され服役中は本俸10分の8を支給）、(4)判任官待遇で公立小学校の訓導に任せられ、初任給本俸55円加俸6割5分（特別加俸はさらに本俸1割5分）で2年間の義務年限を課す、(5)宿舎又は宿舎料の支給、(6)3年以上勤務の者は恩給に関し、在勤期間1ヶ月につき半月を加算、(7)成績優秀者で所定の試験に合格した者については、規定により学術研究員として在職のまま専門学校に派遣され、将来中等教員になることが可能、というものであった。

表3 権太庁中学校附設小学校教員講習所の志願者及び入学者（単位：人）

	定員	志願者	入学者	卒業生
1922年	50	153	57	56
1923年	50	241	46	45
1924年	50	424	47	45
1925年	50	355	47	45
1926年	50	495	56	56
1927年	40	不明	40	40
1928年	40	700	42	42
1929年	40	799	45	45

*1927年度より設置の研究科は含まず。

出典)『大泊の教育』大泊町教育会、1925年8月；『権太教育発達史』権太教育会；『昭和5年権太府統計書』権太庁により作成。

加えて1923(大正12)年7月10日、同講習所は、「文官任用令」第6条による中学校と同等以上の学校として文部省に認定された(文部省告示第448号)。

この改正とともに校長が内地に出向き宣伝につとめたところ、内地からの応募が激増した(表3「権太庁中学校附設小学校教員講習所の志願者及び入学者」)(14)。同時期の権太内の中学校卒業生の教員志望者も増加傾向にあったため、権太庁は実業教育の社会的要請が現れた1928年、内地からの入学者を甲種実業学校卒業生に限定し、多くを権太の中学校の卒業生から選抜することを検討していた(15)。

就職を希望する権太の中学生にとっては、島内に養成機関と身分の保障された職場が存在するという意味において、最も確実な進路は小学校教員講習所に進んで小学校の教員になることであった。しかしながら、内地中学校出身者の出願により、同講習所は「少きは九十名(第一回)、多きは八百名(第八回)といふ応募ぶり」(16)となり、その結果、入学者の大部分を内地出身者が占める結果となった。

同講習所の1922年の本科設置から9年間で送り出した卒業生の出身地は36道府県に及び、10名以上の卒業生を輩出したのは、北海道の77名を筆頭に新潟23名、福島21名、山形20名、大分19名、青森、長野18名、宮城、山梨16名、広島13名、権太は22名であった。退職者は9年間で約30名、中等教員になった者は34名であった(17)。同講習所の「盛況」は内地出身の志願者が多数であったことによりもたらされていたのであり、権太の中学校卒業生にとって合格は容易ではなかった。

3. 師範学校設置計画とその挫折

先に一度挫折した師範学校の設置計画は、1923年度から4ヶ年の継続事業として再浮上した(18)。この計画は具体化し、1923年には豊原において校舎建設に着工した。その一方で、中学校の入学志願者は増加しており、一校しかない大泊の中学校ではその半数を収容することもままならない状態であった(19)。権太庁は師範学校とは別に中学校の増設計画も進めっていたが、1923年9月1日の関東大震災の影響で予算が削減され、これらの学校新設計画は全て白紙に戻された(20)。

翌1924年6月、加藤高明内閣の発足と同時に権太庁長官の永井金次郎は休職を命じられ、かわって昌谷彰が7人目の長官として再び着任した(在任1924.6.13~1926.8.5)(21)。昌谷長官は、内地にならう形で「絶対の緊縮方針」を明言した後、永井長官の手がけた豊真鉄道の敷設は続行し、豊原と真岡の中学校建設費も予算に計上したが、校舎の建築工事中であった師範学校の建設を取りやめ、それを中学校として開校するように変更した(22)。経費の削減は、前長官時代に優先事項とされていた教育施設(師範学校)に向けられたのである。権太庁は、1925年4月、権太庁豊原中学校を、1927年4月には、権太庁真岡中学校を開校した。

この経緯については、当時視学をつとめ、前述の「五大綱領」の起草者でもあった朝比奈策太郎が以下のように回想している。

権太に於ける師範学校の必要なことは誰しも認めてゐる。その点からして、私共は一日も早くこれを実現せしむべく、大正十一年の予算案に出して置いた。そして順序よく議会も通過したのであつたが、その後どうしたことか、それがいつの間にか中学校に變つてゐる。今の豊原中学校がそれである。これ等は實に教育の精神を解しない者のやり方である。その後に於ける当事者もその通りである。例へば現在に於ける今村長官にしても、権太で教

員を養成するよりも、内地で既に出来上つた教育者を移入すればいい、といった考へらしく聞いたが、これ等も教育の精神を知らぬ誤った考へ方である（23）。

朝比奈は、「真に権太に適する住民を造らうとする教育は、権太で教育された教育者に依つてのみ、それを為し得るのである」（24）という地域主義的なイデオロギーを教育政策に反映させようとした。朝比奈は、「五大綱領」で定めた理念の実践に向けて師範学校の設置を計画していたのである。

しかしながら、昌谷長官は、師範学校の設置による小学校教員の養成よりも、小学校卒業者の進学者を確保するという観点から中学校の増設を優先させた。中央政府の財政緊縮方針が権太に波及したこと、教育施設の設置にかかる優先順位が問われた結果であった。

この後、教育関係者は、権太府に師範学校の設置を幾度も要請したが（25）、当局者は、師範の設置を「時期尚早」とする見解を述べてそれらをことごとく退けた（26）。教育関係者は、「権太師範学校の設立は単り権太教育の充実伸展を図る上に喫緊切実の問題たるのみならず、又実に権太拓殖の進展延ひては國運伸長の上に重大なる關係を有するものたるを信ず」との見解を表明し、「一師範学校の設けなく一教育研究の中心地なし、之れ我が権太教育界の一大恨事にして又一大欠陥なり」（27）との批判を雑誌『権太教育』に寄せた。しかしながら、こうした主張は住民の間に共有されることではなく、教育関係者に止まっていた。

このことを説明する要素として、当時の権太社会の状況は示唆的である。

表4 移住者渡来年次職業別（単位：人）

	農水産業	商工業	鉱業	交通業	公務自由業	家事	その他	無職業	計
1920年以前	18,083	12,876	504	2,319	2,258	512	27	15,296	51,875
	35%	26%	20%	17%	25%	17%	32%	18%	24%
1921年～1925年	14,880	13,389	754	3,116	2,455	793	23	25,758	61,168
	29%	27%	30%	23%	27%	26%	27%	31%	29%
1926年～1930年	18,108	24,223	1,285	8,093	4,281	1,790	34	42,982	100,796
	35%	48%	51%	60%	48%	58%	40%	51%	47%
計(1930年現在)	51,071	50,488	2,543	13,528	8,994	3,095	84	84,036	213,839
	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%

出典) 権太府『昭和五年国勢調査報告』1934年3月により作成。

表4（「移住者渡来年次職業別」）は、移住者人口284,198名のうち権太生まれの70,359名を除いた213,839名を対象として移住の年次を調査したものである。それによれば、1930の権太社会は、その住民の76%が10年以内の移住者であり、年々新たな移住者が渡来する流動的な状況が継続していた。

師範学校の設置が計画段階にあった当時、民間では、中学校の設置を望む声が表面化していた。例えば、大泊の有力者大野順末は、権太に「中学校以外の特殊学校創設の必要がない」との見解を述べた（28）。師範学校建設の候補地の一つとされた西海岸の中心地真岡では、町評議会において「満場一致」で中学校設置の建議案が採択された（29）。

移住者が圧倒的多数を占めた権太においては、当地を故郷とする認識はさほど強くはなかった。権太で得た富を携えていずれ内地へ帰還することを考える者が多かったのである。このことを明確に示した資料としては、1919（大正8）年に大阪府学務課が各植民地を視察した際の報告書がある。そこに

は、大泊尋常高等小学校の状況について、「殖民地根性なるものあり（早く物質上の成功をなして故国に帰ろうとする精神状態）」との指摘がなされていた⁽³⁰⁾。その後もこの傾向は継続しており、住民の「定着心希薄で移動が頻繁」であるとの指摘が1930年代に至ってもなされていた⁽³¹⁾。

住民にとって、いずれ離れる樺太での小学校の教育内容に郷土色を加える必要は無かった。民間から普通教育機関である中学校増設の要望が出たのはその延長線上の出来事であり、樺太の教育関係者らはこの状況を危惧して師範学校を創設しようと考えたのであった。樺太庁が師範学校の創設を見送ったのは、小学校教員の確保については、道府県からの引き抜きと島内養成の他、検定合格者の採用という代案が存在し、小学校の教育内容については、樺太への郷土意識を強く植え付けるような「拓殖教育」がさほど支持されてはいないと見たからであった。樺太庁は小学校の教育水準や内容、あるいは「愛郷心」の涵養などに影響を及ぼす師範学校よりも、中学校の設置による有力者層の定住対策を重視したのである。

こうして、「一時応急の方法として」設置された講習所が1939年の師範学校創設まで樺太の教員養成の主軸として継続された。

4. 樺太庁師範学校の創設とその期待された役割

樺太庁は、1936年に教員の「資質向上」を目的として「樺太庁中学校附設小学校教員講習所規則」（4月1日樺太府令第12号）を改正し、講習所の修業年限を1年から2年に延長した（募集は本科40名）⁽³²⁾。女子教員の養成については、「現下初等教育ノ実情ニ鑑ミ更ニ優良女教員ヲ要スルコト切実ナルモノアルト共ニ其ノ補充ヲ円滑ナラシメ樺太初等教育ノ完備ヲ期スル」⁽³³⁾として、翌年、樺太庁豊原高等女学校の修業年限を5年から4年に短縮し、修業年限1年の家政科と修業年限2年の小学校教員講習所（以下、女子講習所・男子講習所）を附設した（1937年5月14日樺太府令第27号「樺太庁豊原高等女学校附設小学校教員講習所規則」募集は40名）⁽³⁴⁾。女子講習所は、男子講習所と同様に、「『師範学校規程』第一条ノ趣旨ニ準ジ」て小学校教員を養成することを定めた。

この措置は、これまで重視していた豊原高等女学校の修業年限を短縮することによって小学校教員の養成を行うものであった。それは、女子教員の重要性が従来に増して高まったことを示していた。

表5 師範学校設置計画要綱

設立者	設置場所	設置年月	開校年月	修業年限	生徒定員	編成	校長	教諭	職員
樺太庁	豊原市	1938年1月	1939年4月	2年	240名	男子2学級80名 女子1学級40名	奏任1名	奏任4名 判任10名	書記1名 雇員1名

出典)「昭和13年度 予算資料」請求番号：A9/31〔北海道立文書館所蔵〕により作成。

この修業年限延長措置により1937年度の男子講習所の卒業生を欠くこととなったため、樺太庁は内地の師範学校卒業者の採用に動いたが、この頃、内地の小学校においても師範学校卒業者の採用に積極的であり、教員確保は困難が予想された⁽³⁵⁾。この状況を踏まえた今村武志長官は、樺太の教員を自ら養成する方針を固めて1938年度予算に師範学校の設立準備費を計上し⁽³⁶⁾、師範学校設置計画は表5（「師範学校設置計画要綱」）の内容で承認された。

さて、1937年7月の日中戦争全面化は、樺太に戦争協力という新たな局面をもたらした。北部炭鉱

地域においては、戦略物資である石炭開発が進められており、人口増加に伴う小学校教員の需要がいつそう高まっていた。棟居俊一長官は1939年1月、住民に向けて天然資源と「人物的資源」を国家のために差し向けることが権太の使命であるとのメッセージを発した⁽³⁷⁾。権太庁は、総動員体制下において権太の存在価値を主張するために、物心両面にわたる戦争協力体制の構築を行う必要に迫られた。

師範学校の開校準備は、こうした状況下で進められていた。権太庁師範学校官制の制定資料には、師範学校の設置理由が「初等教育ヲシテ郷土ニ適応セシムル為メニ権太教育ニ任ズル教員ハ権太ニ於テ養成スルヲ最モ適當ト」すること、「内地方面ヨリ採用シ来レル小学校教員モ漸次移入困難ニ陥リツツアル」⁽³⁸⁾ことと説明されている。このうち前者は、従来受け入れられることのなかった地域主義を重視する教育関係者らの主張そのものであった。これまで主流とはなり得なかった権太の「特殊事情ニ適応スル」教員の育成がうたわれていた。それは、「権太ノ将来ヲ担当スペキ小国民教育者の養成」が戦争に向けた教育界の優先的な課題として認識されたことを意味していた。

同校における教育内容は、その設立当初から戦時色を強く帯びていた。権太の初等教育は、師範学校を介して権太の地域色を強め、例えば「権太庁師範学校規程」（権太令第13号）には、産業重視の観点⁽³⁹⁾が示され、歴史教育においては国防的な側面が強調された⁽⁴⁰⁾。

表6 児童数増加予想と必要教員の採用予想数（単位：人、括弧内は現地養成の割合）

	児童数		教員数			採用数					
	児童数	増加数	教員数	増加数	退職者数	講習(男)	補習科(女)	島外(男)	島外(女)	その他	計
1934年	49,282	2,052	1,187	52	65	40	36	30	5	31	142(54%)
1935年	51,812	2,531	1,239	52	61	38	35	17	7	42	139(53%)
1936年	52,984	1,171	1,338	99	62	40	24	30	5	43	142(45%)
1937年	55,802	2,824	1,453	115	69	0	38(講習)	66	11	7	122(31%)
予想児童数		予想教員数			予想採用数						
予想児童数	増加数	予想教員数	増加数	予想退職者数	講習(男)	講習(女)	師範(男)	師範(女)	その他	計 (必要数)	
1938年	59,156	3,348	1,479	26							
1939年	62,705	3,549	1,567	88	78	40	40			86	166(48%)
1940年	66,467	3,762	1,661	94	83	40	40			97	177(45%)
1941年	70,455	3,988	1,761	100	88			80	40	68	188(64%)
1942年	74,832	4,227	1,867	106	93			80	40	79	199(60%)
1943年	79,162	4,480	1,979	112	98			80	40	90	210(57%)
1944年	82,565	3,403	2,064	85	103			80	40	68	188(64%)
1945年	86,115	3,550	2,152	88	107			80	40	75	195(62%)
1946年	89,817	3,702	2,245	93	112			80	40	85	205(59%)
1947年	93,679	3,862	3,341	96	117			80	40	93	213(56%)
1948年	97,707	4,028	2,442	101	122			80	40	93	213(56%)

出典)「権太庁師範学校官制ヲ定ム」「公文類聚」第六十三篇・昭和十四年・第五十卷。

他方で権太庁は、内地の労働力不足に影響された教員確保の困難については、表6（児童数増加予想と必要教員の採用予想数）のような計画を立てた。権太庁の計算によれば、学齢児童の増加率は、1934年以降1937年までは前年度学齢児童に対し平均4.3%であったが、「最近軍需産業ノ躍進ニ伴ヒ石炭鉱業勃興シツ、アリ昭和十三年度ヨリ昭和十八年度マデハ創業時代ナルヲ以テ」この時期の増加率を6%として計算し、1944年度より1948年度までは再び4.3%としていた⁽⁴¹⁾。石炭景気が継続すれば、児童数

は、1948年には、97,707名に達する予定であった。これに見合うだけの教員数を師範学校卒業生120名とその他の方法で確保する計画であった。従来は80名（全体の約45%）の想定であった島内養成を師範学校の設置によって1.5倍（全体の約60%）とする予定で、その他は、検定や短期講習あるいは内地からの採用で賄う方針であった。

師範学校の生徒募集に際しては、樺太における戦時景気が直接的に影響を及ぼした。樺太庁は、中学校卒業生の採用を希望する炭鉱事業所との競合を予想し、当初廃止の予定であった師範学校の給費制度を復活させた⁽⁴²⁾。在職中の教員に対しては、「島外出向は一切これを認めぬ」ことを発表した⁽⁴³⁾。

樺太庁師範学校の創設は、それまで主流とはなり得なかった樺太の地域主義的イデオロギーが戦争を契機とした住民統合を行いうえでの教育政策の重要な観点として据えられたことを示すものであり、その意味において樺太教育の戦時編成変えを象徴する出来事だったのである。

むすびにかえて

このようにして設置に至った樺太庁師範学校における入学状況は、どのようにであったのか。第一期生は定員である120名の入学者を得たが、この年は学級増加による教員定員の増加が104名あり、休退職及び転出者などの補充を要するものは予想（78名）を大幅に上回る166名にのぼったことで、計270名の教員が必要となった。これに対して島内の採用は184名、島外からの採用は44名（計228名）しか得られず、結局42名の不足が生じた⁽⁴⁴⁾。

樺太庁は、1940年度に師範学校女子部の定員を40名から80名に増員し⁽⁴⁵⁾、募集に力を入れた結果、女子は79名の入学者を獲得したが、男子は59名にとどまった。1941年度には樺太の募集地域である東北六県や北陸に満州や台湾からの大々的な募集が予定されており⁽⁴⁶⁾、植民地同士の競合を恐れた樺太庁は、「樺太庁師範学校生徒学資支給規則」を改正し（1940年12月25日樺太府令第125号）、着任旅費の実費支給を定めたが、入学者は定員160名を大幅に割る72名にとどまった。

他方で、樺太の小学校教職員の退職転出はこの後も増加し続けた⁽⁴⁷⁾。樺太庁は、1941年4月15日の「樺太庁師範学校官制」改正（勅令第488号）により、さらに1学級（40名）の増設を行った。

師範学校で充足できない分については、樺太教育会が教員の短期養成を企図して1939年度から着手した「小学校教員短期養成講習会」を、1941年度より4ヶ月から1年の3種のコースに分けて、特に女子教員の養成枠を拡大した⁽⁴⁸⁾。師範学校の入学者獲得は容易ではなく、樺太庁の教員養成策は、師範学校設置後も簡略で速成的な方法に頼らざるを得なかった。

樺太庁の小学校教員養成策は、高等女学校の補習科、あるいは中学校附設の男子講習所など、安価な教員の調達施設の設置に始まり、師範学校の創設問題と平行して推移した。師範学校の設置計画は挫折を重ね、補習科（後に女子講習所）と男子講習所における養成は1939年まで継続した。このように、当初は臨時の機関として設置された教員養成機関の在り方が恒常化したことは、樺太庁が植民地經營に際して産業開発優先の施策を講じようとしていたことと密接な関係にあったといえよう。樺太庁の教育政策は、常に産業開発の影響を受けながら推移した。教育施設の設置は、樺太庁がその時々で最も必要と判断した最小限に止められ、教育水準や内容の問題については先送りされた。1920年代前半期より継続して設置が要請されていた師範学校が1939年に創設されたことは、このことをよく表して

いた。師範学校の創設は、内地よりの小学校教員採用難に加えて、住民統合など戦時体制への対応がさし迫った課題となつたために実現したのである。しかしながら、師範学校を主軸とする権太庁の教員養成計画は、その当初から危機的状況にあった。権太庁の教員養成策は、師範学校の創設後も変わらず臨機的な方策に依存せざるを得なかつたのである。

●注

- (1) 北海道教育研究所編『北海道教育史』地方編1、北海道教育委員会、1955年、70頁。
 - (2) 前掲『北海道教育史』地方編2、1957年、1496頁。
 - (3) この経緯については、「1910年代の権太における中等教育政策－権太庁中学校と附設小学校教員講習所を中心にして」北海道教育学会機関誌『教育学の研究と実践』第3号、2004年12月、で論じた。
 - (4) 地方編2、北海道教育委員会、1957年。
 - (5) 権太庁『第十一回 権太庁治一斑』1920年刊行。
 - (6) 「府立高女補習問題」『権太日日新聞』1920年3月14日付。
 - (7) 同前。
 - (8) 「権太庁高等女学校官制」『公文類聚』第四十四篇・大正九年・第十一卷 請求番号：2A-011-00類01344100。
 - (9) 「権太庁師範学校官制ヲ定ム」『公文類聚』第六十三篇・昭和十四年・第五十卷 請求番号：1-2A-012-00・類-02228-100。
 - (10) 「新校舎で教授開始の府立高女近況 師範部が盛ん」『権太日日新聞』1921年9月6日付。
 - (11) 台湾及び関東州における女子教員の養成を見てみると、台湾総督府高等女学校には1909年より補習科が設置され、「教育」を3時間設けていたが、小学校教員の養成を積極的に行っていいた形跡はないようである。卒業生の多くは家事従事者であった。1920年3月の補習科卒業生21名のうち、小学校教員として採用されたのは2名、同じく1921年の卒業生14名のうち、小学校教員は3名、師範学校が創立された1922年の卒業生19名に至っては、小学校教員は皆無であった（台湾総督府内務局学務課『台湾総督府学事第十八年報統計書』1921年；『台湾総督府学事第十九年報統計書』1922年；『台湾総督府第二十年報統計書』1923年）。
- 関東州については、1921年3月30日の「関東庁高等女学校規則」（関東府令第14号）において、修業年限2年以内の補習科の設置について記述がある。その後、1929年4月から旅順高等女学校の補習科に修業年限1年で家庭の主婦又は職業に従事する者を対象とした甲部と、修業年限2年で小学校教員となる者を対象とする乙部を設けて女子教員の養成を行った（嶋田道彌『満州教育史』文教社（大連）、1935年、198頁〔復刻版：『旧植民地教育史資料集5』青史社、1982年〕）。
- 『昭和七年 関東庁第二十七統計書』によれば、1929年度より補習科入学者の掲載があり、毎年30名から50名ほどの生徒の在籍を確認することができるが、何名が小学校教員として採用されたのかは不明である。（関東庁『昭和七年関東庁第二十七統計書』（大連）1928年12月）。
- (12) 「教育上の新施設 教員養成所其他の計画」『権太日日新聞』1921年12月28日付。
 - (13) 1889年1月の「徵兵令」改正においては、師範学校卒業者は6ヶ月間現役兵の特典を得ることになった。1918年3月の「徵兵令」再改正では、これを1ヶ月間現役兵に延長した。これが、「一年現役制度」である。1927年3月に「兵役法」が制定され、ここでは、師範学校卒業者は5ヶ月間現役兵となることが定められ、「短期現役兵」制度と称されたが、1939年3月の「兵役法」改正により、この制度は廃止された。
 - (14) 『大泊の教育』第20666号、大泊町教育会、1925年8月7日、23頁。
 - (15) 「教員養成講習生募集方針の改正考案中 島内卒業生を主として」『権太日日新聞』1928年10月28日付。
 - (16) 高橋保高「足掛九年」『権太教育』第6巻第4号、権太社、1931年1月1日、57頁。
 - (17) 同前。
 - (18) 「府立師範校内容」『権太日日新聞』1922年12月16日付。

- (19) 1917年度までは志望者全員を入学させていた中学校は、1918年度には76%、1919年度には56%と急激に入学難が進行した。1920年度以降は、40%台後半を推移していた（権太序編『第十四回 権太序治一斑』1923年刊行）。
- (20) 「府管内学校設立 師範、中学、女学校其他各地に対する方針」『権太日日新聞』1923年10月26日付。
- (21) 「権太長官の更迭」『権太日日新聞』1924年6月15日付。
- (22) 「問題の師範学校は中学に変更 府中学校分校となる」『権太日日新聞』1924年11月29日付。
- (23) 朝比奈策太郎「権太独特的教育が必要」『権太』第5巻第6号、1933年6月、60頁。
- (24) 同前。
- (25) 「師範建設の必要 豊原支庁教育会が権太序長官に建議した」『権太日日新聞』1925年9月26日付；「本会行事状況」権太教育会総会（1929年8月16日 於豊原第一尋常高等小学校）『権太教育』第5巻第4号、権太教育会、1930年4月3日、61頁；上田光曦「権太の開拓と開拓人の養成－権太開拓の基礎とは（その二）－」『権太』第6巻第6号、1934年6月1日、26～28頁、など数多くの主張がジャーナリズムに登場した。
- (26) 「師範学校の設立は現在時期尚早である 権太序当局者が語る」『権太日日新聞』1926年2月18日付。
- (27) 深井徳「卷頭言」前掲『権太教育』第4巻第2号、1928年9月30日。
- (28) 「権太には特殊学校は要らぬ中学校を増設せよ」『権太日日新聞』1922年8月29日付。
- (29) 「真岡評議会では中学校設置の建議」『権太日日新聞』1923年6月1日付。
- (30) 大阪府『北海道・権太・南洋群島・満州・支那視察報告』1919年。
- (31) 「特殊事情に立脚して教科書統一の聲」『権太日日新聞』1936年2月8日付（夕刊）。
- (32) 「公告 生徒募集」『権太日日新聞』1936年12月22日付。
- (33) 「権太序高等女学校官制中ヲ改正ス」『公文類聚』第六十一篇・昭和十二年・第三十四巻 請求番号：1-2A-012-00・類-02037-100。
- (34) 従来権太序高等女学校の修業年限は5年であり、教員志望者は、その後修業年限1年の補習科に進学していたのだが、権太序は、同女学校の修業年限を4年に短縮し、補習科を講習科に改組した。この変更について、権太序は、1937年1月14日、同高等女学校において4学年以下の生徒父兄会を開催し、学年の短縮につき、保護者の諒解を得たほか、4学年の保護者については、校長自らが個々に説明を行った。その際、5学年修業希望者がおり、彼等に対しては、家政科を設けることで学年短縮への諒解を得た。このことは、住民の女子教育への意欲を示す出来事であった（資料は注33に同じ）。
- (35) 「講習所の年限延長で空前の教員飢餓出現権太序狼狽対策に腐心」『権太日日新聞』1937年3月21日付。
- (36) 「多年の要望師範学校愈々十三年度に実現 権太序の計画漸次具体化す」『権太日日新聞』1937年3月30日付。
- (37) 棟居俊一「権太の進路」前掲『権太』第11巻第1号、1939年1月1日、37頁。
- (38) 前掲（注9）『公文類聚』第六十三篇・昭和十四年・第五十巻。
- (39) 「権太序師範学校規程」の第2条には、同校において特に注意を要する事項が記されている。その中で、当時の内地師範学校及び植民地師範学校に見られない権太独自のものは、「産業ニ関スル事項ニ就キ特ニ注意シテ授ケントス」と記された第7項であった。
- (40) 同校では、地理・歴史の担当であった西鶴定嘉を中心に、「愛郷心」や「愛国心」を高揚するためのさまざまな取り組みが行われた。これについては、別の機会を設けて論じたい。
- (41) 前掲（注9）『公文類聚』第六十三篇・昭和十四年・第五十巻。
- (42) 「生徒の募集難から師範学校は給費制度 黒ダイヤ景気に権太序方針を変更」『権太日日新聞』1938年11月27日付。
- (43) 「全島百学級の増加 教員の転出不可、検定で大補充 学務課方針決定」『権太日日新聞』1938年9月10日付。
- (44) 「明治四十一年勅令第四十五号（権太ニ於ケル小学校ニ関スル件）改正案説明資料（一問一答）「手持資料トシテ作成セルモノ」との書き込みあり。「本邦ニ於ケル教育制度並状況関係雑件 権太関係」I-17『茗荷谷研修所旧蔵史料』〔外務省外交史料館所蔵〕。
- (45) 「権太師範学校官制中改正ノ件」（昭和15年3月8日）「本邦ニ於ケル教育制度並状況関係雑件 権太関係」I

-16『茗荷谷研修所旧蔵史料』〔外務省外交史料館所蔵〕；1940年3月31日権太庁令第29号「権太庁師範学校規程」中改正。

- (46) 「教育権太を背負ふ理想家は無いか 師範、必死で生徒募集」『権太日日新聞』1940年12月19日付。
- (47) 「権太庁師範学校官制中ヲ改正ス」『公文類聚』第六十五篇・昭和十六年・第六十七卷 請求番号：1-2 A -012-00・類-02472-100。
- (48) 第一種は、「尋常小学校本科正教員養成講習会」で、募集人員は40名、年齢25歳以下で官公立高等女学校卒業者、専検合格者、専検指定者を入会資格とし、講習期間は6ヶ月とした。給与は月額25円である。第二種は「小学校教員養成講習会」で、尋常小学校教員の養成を目的とする。募集人員は30名、年齢25歳以下で公立実科高女・公立女子青年学校又は公立青年学校女子部卒業者を入会資格とし、講習期間は4ヶ月とした。給与は月額25円である。第3種は、「尋常小学校本科正教員受験講習会」で、尋常小学校本科正教員検定試験受験の実力涵養を目的とし、募集人員は50名、入会資格は25歳以下の高等小学校卒業の男子で講習期間は1ヶ月。給与を月額25円とした（「教員短期養成」権太庁内務部時局課長『権太時報』第44号、権太庁、1940年12月15日、119頁）。

●英文タイトル

Teachers' Training Policy in Karafuto-chou - Up to Karafuto-Chou Normal School Foundation in 1939

●英文要約

This paper will investigate features of the Karafuto Teachers' Training Policy from the creation of the Supplementary Course in Toyohara Girls' School in 1920 until the foundation of Karafuto-Chou Normal School in 1939.

Karafuto-Chou(The colonial government of Karafuto)started to train female teachers when the public elementary school system was established. At that time, Karafuto-Chou designed the contents of education based on the presumption of people settling there. Taking this opportunity, those involved in the Karafuto education system called for an increase in the number and quality of teachers trained in Karafuto, as well as for the foundation of a "Normal School" to enrich the essence of education with local elements.

However, the proposal to found a Normal School was not passed due to a reduced budget policy of the Japanese government, and then it was turned down each time it was re-considered.

Karafuto-Chou continued to employ elementary school teachers from mainland Japan until 1939, and trained these teachers at the training school (which was attached to the middle school) and at the Supplementary Course for Girls' school. The latter establishment later became a training school.

This happened due to both Karafuto-Chou giving priority to industrial development, and people's unwillingness to reside in Karafuto permanently.